

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 有効かつ適正	通信設備	無線設備の操作を行う者
2 公平かつ能率的	電氣的設備	無線設備の操作を行う者
3 公平かつ能率的	通信設備	無線設備の操作の監督を行う者
4 有効かつ適正	電氣的設備	無線設備の操作の監督を行う者

[2] 固定局の予備免許中における工事落成の期限の延長、工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 3 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 4 予備免許を受けた者が工事設計の変更をしようとするときは、その変更は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項に規定する無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。

[3] 次に掲げる記述のうち、高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設の条件に適合するものはどれか。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 3 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合は、この限りでない。
- 4 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

[4] 次の記述は、受信設備の条件等について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 重要無線通信に使用する無線設備	4 ナノワット	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
2 重要無線通信に使用する無線設備	4 ミリワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3 他の無線設備	4 ミリワット	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
4 他の無線設備	4 ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

[5] 「実効輻射電力」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 3 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 4 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付及び返納について述べたものである。無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を A ために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) B
 - (3) 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）
- ② 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、 C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B	C
1 汚し、破り、若しくは失った	写真2枚	30日以内
2 破り、若しくは失った	写真1枚	30日以内
3 破り、若しくは失った	写真2枚	10日以内
4 汚し、破り、若しくは失った	写真1枚	10日以内

[7] 無線局（登録局を除く。）の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
 - (1) 遭難通信
 - (2) 緊急通信
 - (3) 安全通信
 - (4) 非常通信
 - (5) 放送の受信
 - (6) その他総務省令で定める通信
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信	遭難通信
2 重要無線通信を行う無線局	混信その他の妨害	遭難通信
3 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する A が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する A が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する A が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 電波の強度	電波の質の測定結果を報告	直ちに①の停止を解除
2 電波の質	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知
3 電波の質	電波を試験的に発射	直ちに①の停止を解除
4 電波の強度	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知

[10] 次に掲げる免許人（包括免許人を除く。）に関する事項のうち、総務大臣が無線局の免許を取り消すことができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、総務大臣から3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限されたにもかかわらず、その命令又は制限に従わないとき。
- 2 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- 3 免許人が刑法に規定する罪を犯し懲役の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
- 4 免許人が不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。

[11] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の検査等について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の A 前までに、当該無線局の無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、 B することができる。
注 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。
- ③ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を C しなければならない。

	A	B	C
1	1月	省略	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告
2	1月	一部を省略	無線局検査結果通知書の余白に記載
3	3月	一部を省略	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告
4	3月	省略	無線局検査結果通知書の余白に記載

[12] 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
- 2 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。